- 1 日 時 令和2年5月20日(水) 午後2時00分~午後2時40分
- 2 場 所 胆振総合振興局 3階大会議室A
- 3 出席者
 - (1)委員及び特別委員

部 会 長 内海 佐和子 (室蘭工業大学准教授)

副部会長 中野 裕隆 (元苫小牧市副市長)

特別委員 杉山 英子 (学校法人ならの実学園 桜ヶ丘幼稚園園長理事長)

特別委員 竹田 幸也 (元新ひだか町経済部商工労働課長)

特別委員 神田 康晴 (室蘭工業大学准教授) 特別委員 小林 洋介 (室蘭工業大学助教)

(2) 事務局

胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課長 茶谷 智子 胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長 目黒 裕人 胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課主任 岩村 路幸 胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課主任 中野 秀俊

4 審議事項

- (1) 「スーパーセンタートライアル苫小牧西店」(苫小牧市)の法第5条第1項(新設)の届出について
- (2) 「マックスバリュ苫小牧日新町店」(苫小牧市)の法第5条第1項(新設)の届出について

5 議事要旨

(1) 事務局から、「スーパーセンタートライアル苫小牧西店」に係る法5条第1項(新設)の届出について、概要の説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員からは質疑が出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要はないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(質疑)

- ・騒音規制地域区域区分図における店舗地点の区分
- (2) 事務局から、「マックスバリュ苫小牧日新町店」に係る法5条第1項(新設)の届出について、概要の説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員からは質疑が出されたが、施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要はないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(質疑)

- 店舗周辺の交通安全対策
- (3) 事務局から今後の審議予定について連絡を行った。
- 6 審議会添付資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は別紙のとおり。

【スーパーセンタートライアル苫小牧西店】

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類(以下「届出書等」という。)では、大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

苫小牧市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容 について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

【マックスバリュ苫小牧日新町店】

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類(以下「届出書等」という。)では、大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

苫小牧市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容 について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。